

死亡届を出された方へ

伊丹市役所 市民課

伊丹市内にお住まいの方の死亡届を出された時は、下記の該当する手続きを行ってください。
他市にお住まいの方の死亡届を出された場合は、当該人の住所地の役所(役場)で手続きを確認してください。

①死亡届出～火葬(伊丹市営斎場使用) (時間外の死亡届出は本庁地下1階守衛室にて受付)

市民課(1階2番窓口) 784-8038 (支所・分室・人権啓発センター・くらしのプラザ)		市営斎場 782-2176
死亡届出	→	死体埋火葬許可証の発行
		→
		・使用の手続き ・使用料の納付

なお伊丹市営斎場以外をご使用の場合は、当該斎場へお問い合わせください。

②主な関連手続

市民課(1階4番窓口) 784-8038 (支所・分室・人権啓発センター・くらしのプラザ)	
世帯主変更	三人以上の世帯で、世帯主が死亡した場合に必要です。 [必要なもの]……届出人の本人確認書類

国保年金課(1階12番窓口) 784-8039	
国民年金資格喪失届 死亡一時金請求、死亡届	国民年金加入者の方が死亡された場合に必要です。 [必要なもの]……印鑑、国民年金手帳

窓口: 尼崎社会保険事務所(年金給付課) 問い合わせ先: 年金ダイヤル 0570-05-1165	
年金受給権者死亡届 未支給年金請求	国民年金、厚生年金受給中の方が死亡された場合に必要です。 詳しくは年金ダイヤルに、お問い合わせください。

国保年金課(1階11番窓口) 784-8040	
国民健康保険 資格喪失届	死亡された方が、国民健康保険加入者の場合に必要です。 [必要なもの]……印鑑、国民健康保険被保険者証
葬祭費の支給(国保)	死亡された方が、国民健康保険加入者の場合に支給されます。 [必要なもの]……印鑑、国民健康保険被保険者証、葬儀を行なった者を証明できるもの (会葬礼状、葬儀費用領収書等)及びその方の口座番号のわかるもの

後期医療福祉課(1階10番窓口) 784-8041	
後期高齢者医療 福祉医療 資格喪失届	死亡された方が、後期高齢者医療被保険者あるいは福祉医療受給者(老人・障害者・子育て支援(乳幼児)・母子・父子・遺児)の場合に必要です。 [必要なもの]……印鑑、後期高齢者医療被保険者証、医療受給者証
葬祭費の支給 (後期高齢者医療)	死亡された方が、後期高齢者医療被保険者の場合に支給されます。 [必要なもの]……印鑑、後期高齢者医療被保険者証、葬儀を行なった者を証明できるもの (会葬礼状、葬儀費用領収書等)及びその方の口座番号のわかるもの

介護保険課(1階22番窓口) 784-8037	
介護保険 資格喪失届	死亡された方が、介護保険被保険者の資格がある場合に必要です。 [必要なもの]……印鑑、介護保険被保険者証

※上記手続の詳細は、各担当課にお問い合わせください。